

答 申 書

当審議会は、平成20年3月から6回に亘る審議会を開催してきた。

当初は檜原村のごみ処理状況や近隣市町村の状況等について現状認識を行い、平成21年10月19日付け檜発第1249号による「檜原村における一般廃棄物の減量等について」の諮問に対し、廃棄物の発生抑制と減量化、および資源の再利用の促進について効果的と思われる方策について審議を重ねてきた。

特に、各項目として取り上げた事項についての審議を重点的に行ってきたが、いわゆる「ごみ問題」は、環境問題にも直結する課題であり、近年の地球温暖化防止対策とも非常に関連深いものである。

循環型社会の形成を目指す上で、一般廃棄物の減量化には住民一人ひとりの理解や協力と同時に意識の向上が必要不可欠であり、住民と行政とが一丸となって取り組まなければ一般廃棄物の減量化はなし得ないものと考えられる。

今後も住民意識の醸成に取り組み、効果的で効率的な施策の推進を図るとともに、地球環境や村の現状を踏まえた上で、廃棄物減量化に向けて有効な施策の展開を図られたい。

1. 一般廃棄物の減量対策

廃棄物の減量対策には住民一人ひとりの協力が必要不可欠であり、そのためには繰り返しの啓発活動が非常に有効と思われる。短期間での劇的な変化は見込めないものの、長期間に渡る啓発を行うことで住民の意識は間違えなく向上するものと考えられる。

また、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）の3R活動を柱とした廃棄物の減量化対策に対し、住民が無理なく取り組むことができるような対応が必要である。

その対策としては、以下の項目が挙げられる。

- (1) 処理場への負担も減らすため、生ごみを捨てる前に水分を切る、ひとにぎり運動を推奨する。
- (2) 生ごみの堆肥化に向け、生ごみ処理機の普及やダンボールコンポスト等、住民が気軽に取り組める活動を普及啓発していく。
- (3) 住民の持つ、ごみ減量や資源化に関するアイデアを募集し、広く周知することで個人の取り組みを共有する。
- (4) 観光ごみの減量を図るため、ごみ持ち帰りの啓発運動を実施する。
- (5) 譲りたいもの・譲り受けたいものを調整し、リサイクルを推進する。
- (6) マイバック運動を展開し、レジ袋の削減を図る。
- (7) 資源化率を向上させるため、資源収集日を増やす。
- (8) 資源回収団体補助の内容を見直し、資源回収を実施する団体の育成を図る。
- (9) ごみ減量に向けた標語やポスターを募集し、収集車等に表示することで住民の関心を高める。
- (10) 理解しやすい分別方法マニュアルの作成や住民説明会等を実施し、分別方法の徹底を図る。
- (11) 村の広報やホームページにより、定期的な情報発信を行う。

他にも数多くの対策が考えられるが、出来るところから順次実施し、住民意識の向上を目標に、ごみ減量化に向けた施策の充実を図られたい。

2. 小中学生に対する啓発

長期的なごみの減量化を見据えると、小・中学生世代からの継続した啓発を行うことで、将来に向けた環境意識の育成を図っていくことは大変重要となってくる。

学校との協力体制を構築し、相互の意識の統一を図った上で、以下の事項について実施を検討されたい。

- (1) 児童・生徒が実際にごみ収集業務を体験することや、処理場の見学会等をおして、ごみの処理過程に直接肌で触れることができるような仕組み作りを構築する。

- (2) 関係職員による出張授業や収集車の展示説明会等を実施する。
- (3) 集団回収等への積極的な参加を促し、児童・生徒が関心を抱くような事業を実施する。
- (4) 啓発ポスターや啓発マスコット、作文等を募集し公開する。
- (5) 学校教育の中で既に実施されている、ごみの減量化や環境対策に関する様々な取り組みに対して支援や協力、協働を図る。

3. 不法投棄の防止と監視体制

不法投棄に関しては、これまでも行政が費用負担し、毎年大量の処理・処分を行っているが、家電リサイクル法の改正や地上デジタル放送への移行など、今後も不法投棄の増加が懸念され、行政としての緊急な対応が迫られている。

その様な背景の中、村の環境を村民全体で守ることにより、不法投棄の防止・抑止・早期発見につなげるとともに、危険のない豊かな生活を持続するため、以下の取り組みについて検討されたい。

- (1) 住民に対し、不法投棄の監視に関する協力の必要性を周知し理解を得る。
- (2) 不法投棄発見時の通報体制の周知を徹底する。
- (3) 不法投棄の抑止や早期発見につなげるため、住民同士が連携するような監視体制の構築を図る。
- (4) 不法投棄が頻発している地区には、防犯灯や監視カメラを設置する。
- (5) 標語を記載したステッカー等の貼り付けにより、抑止効果の向上を図る。
- (6) 林道等の入り口への進入禁止対策を講じることにより、不法投棄を未然に防止する。
- (7) 警察署との協力体制の構築を図り、迅速な対応が出来るよう協議する。

4. 事業所ごみにおける料金設定の見直し（定額制から従量制へ）

現在、事業所ごみについては定額制の料金設定がなされているが、一定の収入は見込まれるものの、その料金が実際のごみ量に応じた妥当なものかの判断は難しい。

定額制によることで、各事業所のごみ減量努力が報われず、また、ごみ排出量の上限が厳密に守られているかの確認が困難なことから、事業所ごみの発生を抑制する上では推奨できる料金徴収方法とは考え難い。

事業所ごみについては既に有料化されていること、また有料化については各事業所の理解も得られていることから、これまでの定額制を改め、各事業所のごみ減量・資源化への努力が反映できる従量制（有料袋等）への転換を図られたい。

なお、今回は家庭ごみの有料化については検討を行わなかったが、ごみの減量を考えると将来的には検討が必要になると思われることを付記する。

5. 廃棄物減量等推進員の設置

檜原村廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び同条例施行規則によると、村長は廃棄物の減量に関する住民啓発・廃棄物の分別及び適正な排出・資源物の資源化及び再利用等の事項について、村の施策目標達成のために補完的な委員として、「廃棄物減量等推進員（以下「推進員という。」）」を委嘱することが定められているが、従前から設置規則により各自治会に置かれている「衛生委員」がその役割を担っている状況にある。

また、檜原村衛生委員設置規則によると、衛生委員はそ族昆虫駆除・予防接種・環境衛生に関することが職務として定められているが、現状では環境衛生に関すること（村内一斉清掃が主なものを占めている）が主な職務として行われている。

その様な現状を踏まえ、前出の各項目に対しての施策の推進、また、きめ細かい住民啓発や廃棄物の適切な排出に向け、推進員の設置が非常に有効である。

しかしながら、村の財政事情やこれまでの衛生委員の活動を考慮すると、推進員を新たに設置するのではなく、現在ある衛生委員を発展的に推進員へ移行することへの検討が必要である。

6. 排出量原単位削減の数値目標

村から排出されるごみの総量は、人口の減少に比例し年々減量しているのが現状となっているが、個人一人当たりの排出量を見てみるとほぼ横ばい、もしくは若干の増加傾向にある。

村が平成 18 年に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」によると、平成 33 年度には 500.0 g/人日が目標値として定められているが、平成 20 年度実績を見ると、678.1 g/人日を排出しているのが現状であり、平成 33 年度目標を確実に達成することで、ごみの減量化はもとより、環境負荷の低減に大いに資することが可能となる。

しかしながら、ごみの減量化は喫緊の重要課題であること、また西秋川衛生組合の新炉建設も控え、構成市町村としての責務を果たすこと等に鑑み、ここでは目標年度を 3 ヶ年前倒しし、平成 30 年度までに 500.0 g/人日を目標値とする。

よって、平成 25 年度をその中間目標年度と定め、先に述べた施策を実施することにより、平成 25 年度に 589.1 g/人日（平成 20 年度比較△13.13%）以下とする排出量原単位を、数値目標として設定されることを提言する。

◆審議会経過

	開 催 日	内 容
第1回	平成20年 3月13日	委員委嘱 会長・副会長選任 ・檜原村のごみ処理状況の現状について ・西秋川衛生組合 新炉建設について 等
第2回	平成20年10月29日	・収集不可能世帯の現状について ・近隣市町村の有料化状況について 等
第3回	平成21年10月19日	諮問 ・檜原村のごみ搬入量の現状について ・今後のスケジュール 等
—	平成21年11月25日	西秋川衛生組合 視察
第4回	平成21年12月 3日	・廃棄物減量等推進員の設置について ・一般廃棄物の減量対策について 等
第5回	平成22年 1月27日	・小中学生に対する啓発方策について ・不法投棄の防止と監視体制について ・排出量原単位削減の数値目標の設定について ・答申書について 等
第6回	平成22年 2月25日	・答申書について 等

◆委員名簿

	氏 名	備 考
会 長	山 崎 純 治	衛生委員（平成19年度）
副会長	高 橋 文 江	一 般
	野 村 敏 夫	衛生委員（平成19年度）
	岡 部 イツ子	衛生委員（平成19年度～平成21年度）
	吉 野 朱 美	一 般
	市 川 初	東京都森林組合（収集者）
	小 林 宏	西秋川衛生組合 事務局次長（平成21年3月まで）
	古 山 尚 志	西秋川衛生組合 事務局次長（平成21年4月から）
	吉 本 昂 二	檜原村 総務課長